

令和 7 年度 厚岸町特殊詐欺対策電話機等設置費補助金

～申請の手引き～

厚岸町では、電話での特殊詐欺による町民への被害を未然に防止することを目的に、厚岸町の住民基本台帳に記録され、その住所に居住している世帯（人）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する制度を行っています。

この補助金の交付を希望する場合は、『厚岸町特殊詐欺対策電話機等設置費補助金交付要綱』と、この『申請の手引き』に基づいて、申請の手続きを行ってください。

【 申請先・お問い合わせ先 】

厚岸町観光商工課商工雇用係

〒088-1192 厚岸町真栄3丁目1番地

TEL：（0153）52-3131

FAX：（0153）52-3138

E-mail：kankousyukou@akkeshi-town.jp

1. 交付の対象となる機器等

この補助金の対象となる機器等は、公益財団法人全国防犯協会連合会で推奨している機器で、①自動応答録音装置（固定電話機に接続する装置）、②特殊詐欺対策電話機、③自動着信拒否装置（固定電話機に接続する装置）、④電気通信事業者が提供する特殊詐欺対策サービスを利用するために必要な初期工事に関するものとします。

2. 交付対象者

以下の要件を全て満たす人が補助金の交付を受けることができます。

- 1 厚岸町の住民基本台帳に記録されている世帯で、その住所に居住していること
- 2 町税等の滞納がないこと（同一世帯含む）
- 3 この事業の補助金の交付を受けたことがない世帯（人）

3. 交付する補助金の額

補助金の額は、補助の対象となる経費に3分の2を乗じて得た額とします。ただし、上限は10,000円となります。

※補助金の算定にあたって、1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとなります。

※補助金の対象となる機器等（経費）は、一つとします。

<計算例1>

自動応答録音装置を購入する場合

$17,000円 \times 2/3 = 11,333円$



上限が10,000円のため、

交付補助金は10,000円

<計算例2>

電気通信事業者が提供する特殊詐欺対策サービスを利用する場合

必要な初期工事費 $8,800円 \times 2/3 = 5,866円$



1,000円未満の端数は切り捨てるため、

交付補助金は5,000円

4. 申請の受付

受付期間：令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)
平日の午前8時30分から午後5時15分まで

※交付申請の受付は先着順で行い、予算を超えた時点で受付終了となりますので、ご注意ください。

5. 申請の方法

『厚岸町特殊詐欺対策電話機等設置費補助金交付申請書(様式第1号)』と下記の添付書類を提出してください。

また、同一世帯の人がいる場合は、『厚岸町特殊詐欺対策電話機等設置費補助金の交付に係る公納金納入状況確認同意書【同一世帯用】』を同一世帯員ごとに作成して、交付申請書と併せて提出してください。

なお、申請時に書類が足りない等の不備がある場合、申請の受付はできませんのでご注意ください。

《補助金交付申請書の添付書類》

- (1) 補助対象経費の領収書又はその他の支払を証する書類の写し
- (2) 特殊詐欺対策電話機等の保証書又は特殊詐欺対策サービスの利用を開始したことが確認できる書類
- (3) 振込先預金通帳の写し

※その他、必要に応じて関係書類の提出をお願いすることがあります。

6. 交付の決定及び補助金の支払

補助金の交付の可否が決定した場合は、『補助金交付決定(却下)通知書(様式第2号)』を送付し、申請のあった振込先へ補助金を交付します。

補助金交付手続きの流れ

厚岸町 (観光商工課商工雇用係)	申請者	備考
受理 補助金交付決定(却下) 通知書(様式第2号)	補助金交付申請書 (様式第1号) 受領 補助金受領	※交付申請書と一緒に公納金納入状況確認同意書を提出してください。 (添付書類あり)